

# ○三浦市議会議員政治倫理条例施行規程

平成15年 3月27日  
三浦市議会告示第1号

(趣旨)

**第1条** この規程は、三浦市議会議員政治倫理条例（平成15年三浦市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第4条第5号の規程で定める職員)

**第2条** 条例第4条第5号の規程で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する職を占める職員
- (2) 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する職を占める職員（市議会議員としての立場に着目してその識見を発揮することを期待されて選任されるものに限る。）

(誓約書の提出)

**第3条** 条例第6条の誓約書（第1号様式）は、議員に就任後速やかに議長に提出しなければならない。

(調査請求の手続等)

**第4条** 条例第7条の規定により調査請求をしようとする者は、三浦市議会議員政治倫理調査請求書（第2号様式）を議長に提出しなければならない。

- 2 議長は、前項の調査請求書の提出があったときは、その記載事項及び添付書類の内容について点検し、不備があるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。
- 3 議長は、調査請求を行った者が前項の規定による補正命令に従わないときは、当該請求を却下することができる。

(審査会の組織)

**第5条** 条例第8条第1項の三浦市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(審査会の会議)

**第6条** 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、審査会を初めて招集するときは、議長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会議の議長の決するところによる。

(審査会の傍聴)

**第7条** 審査会の傍聴については、三浦市議会傍聴規則（平成4年三浦市議会告示第4号）の例による。

(意見の開陳)

**第8条** 審査会は、条例第9条第1項の規定により審査を行うに当たっては、当該議員に意見を述べる機会を与えなければならない。

(報告書の写しの送付)

**第9条** 議長は、条例第9条第4項の規定により審査会から報告を受けたときは、当該報告書の写しを調査請求を行った者及び当該議員に送付するものとする。

(審査結果の概要の公表)

**第10条** 条例第9条第5項の規定による審査結果の概要の公表は、三浦市議会だよりへの掲載により行うものとする。

2 前項に規定する審査結果の概要の公表内容には、働きかけの内容及び働きかけを行った議員の氏名を含むものとする。

(その他の事項)

**第11条** この規程の施行について必要な事項は、議長が別に定める。ただし、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

誓 約 書

私は、三浦市民の代表者として、信託された職務の重大さと責任を深く自覚し、法律はもとより、三浦市議会議員政治倫理条例を遵守し、公正で開かれた民主的な市政発展のため、誠実かつ公正にその職務を行うことを誓約します。

年 月 日

三浦市議会議長

氏名（署名）

第2号様式（第4条関係）

三浦市議会議員政治倫理調査請求書

年 月 日

三浦市議会議長

請求者 住所  
氏名 印

三浦市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて調査を請求します。

1 調査事項

(1) 調査請求の対象となる市議会議員の氏名

(2) 調査請求の対象となる事由の該当条項

三浦市議会議員政治倫理条例第4条第 号

(3) 調査請求の対象となる事由の内容

2 添付書類（違反を証する資料）

注 請求者が氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。